

男鹿市企業管理規程第 3 号

男鹿市水道事業給水規程及び男鹿市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

(男鹿市水道事業給水規程の一部改正)

第 1 条 男鹿市水道事業給水規程（平成 1 7 年男鹿市企業管理規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等） 第 23 条 条例第 44 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。 （1） 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア・イ （略） ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、<u>水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）</u>の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 エ （略） （2） 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、法	（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等） 第 23 条 条例第 44 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。 （1） 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア・イ （略） ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、<u>水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号）</u>の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 エ （略） （2） 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、法

改正後	改正前
第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。	第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部改正)

第 2 条 男鹿市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 17 年男鹿市企業管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定の基準) 第 5 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができないものとして<u>施行規則第 20 条の 2 に規定するもの</u> イ～カ (略)	(指定の基準) 第 5 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができないものとして<u>厚生労働省令で定めるもの</u> イ～カ (略)

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。